

## 京都府災害ボランティアセンター・京都市災害ボランティアセンター 災害時における相互連携に関する協定（案）

京都府災害ボランティアセンター（以下、「府災害VC」という）と京都市災害ボランティアセンター（以下、「市災害VC」という。）は、災害等が発生した場合には効果的な連携のもと、復旧・復興支援活動を行うために以下のとおり、協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、京都府下及び京都市内が地震、風水害等の災害により住民生活に甚大な被害が発生した場合、府災害VCと市災害VCが効果的な役割分担と相互連携のもと、それぞれの特性を発揮して災害ボランティアセンター機能を果たし、復旧・復興支援活動を行うことを目的に締結するものとする。また、他地域において発生した災害に対して支援を行う場合も、同様とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法で定義されている地震、津波及び風水害等で、原則として災害救助法が適用された大規模災害、及び府災害VCと市災害VCが協議の上、平常時体制から災害時体制へ移行すると判断した災害とする。

### （災害時の役割分担）

第3条 第2条に規定した災害発生時には、すみやかに関係職員が情報交換を行い、協議の上、各々災害VCの役割分担を決定する。

### （合同設置）

第4条 災害発生時には、相互の災害VCの本部事務局設置場所をすみやかに連絡するとともに、被災状況に応じて、府・市災害VCで協議を行った上、合同設置が必要と判断した場合には、別途運営委員会を設置してその運営にあたる。

### （府・市合同運営時の経費負担）

第5条 府・市災害VC各々の経費負担については、平常時体制から災害時体制へ移行する際に協議を行い、最終的に決定する。

### （資機材等の扱い）

第6条 各災害VCが災害時に備えている資機材や設備（連携団体・企業等が持つ資源も含む）については、平常時から情報共有を行うとともに、必要に応じて、互いに必要な範囲で提供することができる。

(その他)

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の解釈に疑義が生じた場合は、府災害VCと市災害VCが別途協議するものとする。また、災害時において円滑に役割分担、相互連携ができるよう、平常時から情報共有及び連携を進める。

平成20年5月25日

京都府災害ボランティアセンター

代表 森 育寿

京都市災害ボランティアセンター

代表 武田 道子

代表 原 健